

檀行審第 57 号
平成31年 3月12日

檀原市長 殿

檀原市行政不服審査会

檀原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年9月7日付けの部分公開決定通知書による処分に係る審査請求事案諮問書（檀総第8880号）による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

八木駅南市有地活用事業提案書一式の部分公開決定処分に関する件

件名：八木駅南有地活用事業提案書一式の部分公開決定処分に関する件

答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求に対して榎原市長（以下、「処分庁」という。）が行った一部公開決定において非公開とした項目のうち、「(別表) 当審査会として公開すべきと判断した箇所」に記載した部分を公開すべきであるから、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当とはいえない。

第2 事案の概要

1 事案の経緯

審査請求人（以下、単に「請求人」という。）は、処分庁に対し、平成29年8月25日、榎原市情報公開条例（平成10年条例第15号。以下、「条例」という。）に基づき行政文書公開請求（以下、「本件公開請求」という。）を行った。これに対し、処分庁は、平成29年9月7日、請求人の請求する文書につき、部分公開決定による処分を行った。本事件は、請求人が、部分公開決定による処分について不服であるとしてその取消しを求めるものである。

(1) 請求人は、平成29年8月25日、処分庁に対し、条例に基づき本件公開請求を行った。

(2) 処分庁は、平成29年9月7日、請求人の請求する文書につき、部分公開決定及び公開拒否決定による処分を行った。

(3) 請求人は、平成29年9月11日、部分公開決定による処分について不服であるとしてその取消しを求め、審査請求を行った。

(4) 処分庁は、平成29年9月29日、榎原市長（以下、「審査庁」という。）に対し、弁明書を提出した。

(5) 請求人は、平成29年10月26日、審査庁に対し、反論書を提出した。

(6) 請求人は、同日、口頭意見陳述申立書を提出した。

(7) 処分庁は、平成29年11月17日、審査庁に対し、再弁明書を提出した。

(8) 請求人は、平成30年1月26日、審査庁に対し、八木駅南市有地活用事業の事業提案を公開すべき理由と題する書面を提出した。

(9) 処分庁は、平成30年2月16日、審査庁に対し、再弁明書(2)を提出した。

(10) 請求人は、平成30年2月28日、審査庁に対し、八木駅南市有地活用事業の事業提案を公開すべき理由(2)を提出した。

(11) 処分庁は、平成30年3月23日、審査庁に対し再弁明書(3)を提出した。

(12) 処分庁は、同日、審査庁に対し、行政不服審査請求に係る証拠書類等の提出についてと題する書面を提出した。

(13) 請求人は、平成30年4月2日、審査庁に対し、八木駅南市有地活用事業の事業提案を公開すべき理由(3)を提出した。

(14) 処分庁は、平成30年4月18日、審査庁に対し意見と題する書面を提出した。

(15) 請求人は、平成30年5月17日、口頭意見陳述を行った。

(16) 審査庁は、平成30年7月11日、当審査会に対し、条例第17条に基づき、諮問書を提出した。

第3 審査関係人の主張

1 請求人の主張

(1) 請求人の主張の要旨

「平成29年9月7日付けの行政文書部分公開決定のうち、条例第6条第1項第2号を理由として非公開とした処分を取り消す」との裁決を求める。

(2) 請求人の主張の理由

請求人が提出した書面及び口頭意見陳述の結果のとおりであり、その要旨は以下のとおりである。

本件処分の対象文書は情報公開条例第6条第1項第2号アに規定する公開しないことができる情報に当たらず、仮に当たるとしても、同号ただし書が規定する除外事由(当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要であると認められるもの)に当たるから、公開されるべきである。

除外事由に当たるとする公益的目的については、次のとおりである。

- ① 平成29年6月に前決定2により本件事業の提案書の一部が公開された後に、八木駅前商店街振興組合がホテル建設賛成の要望書自体を撤回するという内容の平成29年7月31日付け上申書を提出するに至っている。
- ② 上記上申書を提出するに至ったのは、提案書内容が公開されないことで、「騙されていることに気づく機会を喪失していた」からである。
- ③ 提案書の一部が公開されないことで「騙されている」「情報隠しにあっている」のは檀原市民全員である。
- ④ これらのトラブルを解消するために、提案書については、部分公開でなく、個人に関する情報に当たる部分を除いて、全てを明らかにする必要がある。
- ⑤ 宿泊施設の賃料や運用方法については、民間ホテルや、ホテル旅館業の組合らが、知りたがる情報が多数あるため、これらについては直ちに公開すべきである。
- ⑥ レストラン運営方法について早期に公開することで、トラブルを未然に防ぐことができる。あわせて、平成28年7月6日付け、檀行審第8号の答申（以下、「前答申」という。）に係る審議対象文書と本件処分の対象文書の内容は同一であり、前答申に係る公開請求の際に著作権者たる応募事業者に照会していることから、改めて、同事業者に照会をする必要はない。
- ⑦ 情報公開に時間を要したために公開されることになった情報については、処理期間が掛かりすぎており不当である。
- ⑧ 部分公開をする場合に全てを黒塗りにするのではなく、該当の文言のみを公開するなどの方法が採りえたから、一律に黒塗りとする運用は妥当でない。

2 処分庁の主張

(1) 処分庁の主張の要旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 処分庁の主張の理由

処分庁が提出した書面及び口頭意見陳述の結果のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

本件処分の対象文書は条例第6条第1項第2号アが規定する公開しないことができる情報を含む。具体的には、次のとおりである。

① 具体的な取引企業名や協力企業名

取引契約に係る具体的な数字や金額、取引の内容、取引企業との契約内容についての情報であり、PFI事業への取り組みを検討する上で重要な要素となり、事業成立の根幹にあたる固有のノウハウに当たる。

② 工事費内訳、各業務に係る対価、地元企業への貢献や発注についての具体的な金額を含む情報

選定事業者がどういった費目に優先順位を置いているのかといったようなコストの算定基準が容易に想定でき、経営手法に当たる。

③ 要求水準以上の内容、内部人事算定に関わる具体的な数字や内容、独自性の強い経営戦略及び経営手法を含む情報

具体的な経営設計に係る技術提案であり、企業の持つ固有のノウハウに当たる。また、公益的目的を有して公開することが可能であるともいえない。

第4 審査庁の諮問に係る判断

(1) 審査請求に至る事情

① 請求人は、平成27年5月12日、処分庁に対し、行政文書公開請求（以下、「前公開請求」という。）を行った。この際の対象文書には、本件公開請求の対象文書である価格提案書別紙及び提案書が含まれていた。

② 処分庁は、同年5月26日、請求人に対し、前公開請求に係る部分公開決定ないし公開請求拒否決定（以下、「前決定1」という。）を行った。

③ 請求人は、同年7月24日、処分庁に対し、前決定1を不服として、行政文書公開不服申立書を提出した。

④ 審査庁は、同年8月6日、前記③の不服申立てに関し、橿原市情報公開審査会へ諮問を行った。

⑤ 処分庁は、同年11月20日、請求人に対し価格提案書別紙に係る一部分について、公開範囲を広げて部分公開決定を行った。

⑥ 前記④の諮問に対し、平成28年7月6日、橿原市行政不服審査会は答申を行った。

⑦ 処分庁は、平成29年6月8日、前記⑥の答申を受けて、前決定1の範囲を超えて、公開決定ないし部分公開決定を行った（以下、「前決定2」という。）。)

⑧ 前公開請求による対象文書において、本件処分により公開された範囲は、前決定2で

公開された範囲を超えるものである。

⑨ 平成29年8月25日、請求人は、処分庁に対して、本件公開請求を行った。

(2) 非公開部分に除外事由があるか。

条例第6条第1項第2号アは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがある情報を非公開とできる旨を規定する。

そして、処分庁の主張する①具体的な取引企業名や協力企業名、②工事費内訳、各業務に係る対価、地元企業への貢献や発注についての具体的な金額を含む情報、③要求水準以上の内容、内部人事算定に関わる具体的な数字や内容、独自性の強い経営戦略及び経営手法を含む情報については、企業の固有情報・ノウハウにあたる。

また、本件処分においては、対象文書に共通点を多く含む前答申の判断を踏襲していることが伺われ、さらには、前決定2の範囲を超えるものであり、その点については評価できる。

これに対し、請求人は、再度事業者を確認をする必要がないことを述べるが、そもそも、公表権は事業者に専属するところ、確認をすること自体に違法性はなく、また、確認の結果、公開範囲が拡大しており、同確認は有用であったと考えられるから、不当であるとはいえない。

(3) 公益の必要性から例外に当たるか。

条例第6条第1項第2号ただし書及び同条第2項は、公開しないことができる情報であっても人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要であると認められるもの、及び非公開として保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるものについては、実施機関は当該情報を公開することができると定めている。

この点について、請求人は、本件提案の内容については、市民の関心事であり、それを公開することでトラブルを未然に防ぐことができるとし、公開する必要又は公益上の理由があると主張する。

確かに、ホテル等事業の同業他社において、提案書の内容に関心があることは一般的に理解できる。

もっとも、公開しないことができる情報に係る情報公開に、公開する必要又は公益上の理由があり、情報公開をなすべきか否かの判断に当たっては、単に公開する必要がある場合ではなく、公開によって得られる利益と、公開しないことによって得られる利益を比較考量して、公開によって得られる利益が優越するか否かで判断するとされている。

本件において、公開によって得られる利益は、同業他社がかかる情報に関心があり、この情報を知ることによって、結果的に、争いを避けることにあると主張していると考えられる。しかしながら、公開によって得られる利益は、専ら同業他社の関心事にとどまり、これをもって大きな公益があるとは考えられない。

これに対し、公開しないことによって得られる利益は、前述のとおり、企業の固有情報・ノウハウであり、一旦公開すると回復が困難であるから、その公開は慎重にならざるを得ない。したがって、同業他社の関心があることであるからといって、公開によって得られる利益が公開しないことによる利益に優越するとは認められない。

なお、請求人が主張するのは、公開しないことの結果のみならず、これまでの処分庁の対応にあることがうかがわれる。しかしながら、その是正は条例の予定するところではないため、請求人の主張は失当である。

(4) 第三者の意見を再度聴取したことの妥当性

請求人は、前決定2の際に、橿原市行政不服審査会の答申を受けているから、本件処分に際して、第三者に対して意見聴取することは不当であると主張する。

この点、第三者に対して、意見聴取をするか否かは処分庁に大きな裁量があると言わざるを得ない。また、前決定2と本件処分は形式的には別個の手続である。さらに、前述のとおり結果的には、前決定2による公開の範囲よりも、本件処分による公開の範囲は拡大しており、第三者に対する事情聴取は有効であったと評価でき、処分庁にその与えられた裁量を濫用した事情は見当たらない。

したがって、本件処分に際して、第三者に対して意見聴取をした処分庁の行為は不当とはいえない。

(5) 部分公開方法の妥当性

請求人は、部分公開の方法について、頁の全部を黒塗りにする公開方法が妥当でないと主張する。

しかしながら、処分庁が示す部分公開について、検討すると、必ずしも、頁の全部を黒塗りとしているわけではなく、項目の見出し部分については、黒塗りとされずに公開されている（例えば、48/128頁の上部には、「様式11-3リスク管理参考資料（2/2）」との記載がされている。）。

よって、請求人の主張は当たらず、処分庁の公開方法は不当とはいえない。

（6）結論

以上のことから対象文書に係る原処分による本件非公開決定部分については、なお非公開を維持することが妥当である。

第5 当審査会の判断の理由

1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求等について、審理手続は適正に行われたものと認められる。

2 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、市政に関する市民の知る権利を具体的に保障するものとして、実施機関の保有する行政文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、広く情報を公開することにより、市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、市民福祉の増進に寄与し、もって地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政の推進に資することを目的として掲げている。また、条例第3条においては、当該公開を求める権利が十分に尊重されるように条例を解釈し、運用することが実施機関の責務とされている。これら条例の規定の趣旨に鑑み、当審査会は、原則公開の基本原則の下、条例の規定の適用に関し、判断するものである。

3 本件対象文書について

本件対象文書は、①八木駅南市有地活用事業に係る選定事業者から提出された提案書、②八木駅南市有地活用事業に係る非選定事業者から提出された提案書のうち、提案書類提出届、要求水準に関する確認書、価格提案書である。

本件対象文書を見分した結果を踏まえてその非公開の情報の該当性について検討する。

（1）条例第6条第1項第2号ア該当性について

条例第6条第1項第2号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を非公開とできる旨を規定するものである。

審査庁は、前記「第4(2)」において、①具体的な取引企業名や協力企業名、②工事費内訳、各業務に係る対価、地元企業への貢献や発注についての具体的な金額を含む情報、③要求水準以上の内容、内部人事算定に関わる具体的な数字や内容、独自性の強い経営戦略及び経営手法を含む情報については、企業の固有情報・ノウハウに該当するとしている。当審査会においては、前答申で、本件対象文書の一部について同旨の判断をしている。本件対象文書を見分したところ、残りの文書についても同性質であることが認められる。

①・②及び③にあたる情報については、事業成立の根幹にあたる固有のノウハウであり、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある。

ただし、当審査会にて対象文書を見分したところ、当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある、とまではいえない箇所が見受けられたため、別表に記載した部分は公開すべきである。

また、これらの情報に該当する内容の情報であるとしても、既に議会、広報誌、ホームページ、その他の周知手段により公表されている情報については、公開すべきである。

(2) 条例第6条第1項第2号ただし書について

条例第6条第1項第2号ただし書は、公開しないことができる情報であっても人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要であると認められるものについては、実施機関は当該情報を公開することができる旨を規定するものである。

請求人は、前記「第3①～⑧」のとおり、除外事由にあたるとする公益的目的があるため、ただし書に該当すると主張している。

当審査会において、「第3①～④」について、本件対象文書に記載された情報が、市民全体の利益に懸かるという観点から検討したが、人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活の侵害から保護するため、公開することがより必要と認められる情報とは認められないことから、条例第6条第1項第2号ただし書に該当しないと判断する。また、「第3⑤～⑧」については、前記「第4(3)」と同旨である。

なお、同条第2項の妥当性について確認したが、公開によって得られる利益が公開しな

いことによる利益に優越するとは認められない。よって、処分庁の行為は不当とはいえない。

(3) 第三者の意見を再度聴取したことの妥当性について

請求人は、前記「第3 1 (2) ⑥」のとおり、「レストラン運営方法について早期に公開することで、トラブルを未然に防ぐことができる。あわせて、前決定2の対象文書と本件処分の対象文書の内容は同一であるから、改めて、前公開請求の際に行った著作権者たる応募事業者に照会をする必要はない。」と主張している。当審査会の判断としては、前記「第4 (4)」と同旨であり、案件ごとに内容、事情等を踏まえて各個別に判断すべきものである。当然に一方の判断が他方の判断の根拠になるものではない。よって、処分庁の行為は不当とはいえない。

(4) 部分公開方法の妥当性について

請求人は、前記「第3 1 (2) ⑧」のとおり、「部分公開をする場合に全てを黒塗りにするのではなく、該当の文言のみを公開するなどの方法が採りえたから、一律に黒塗りとする運用は妥当ではない。」と主張している。当審査会の判断としては、前記「第4 (5)」と同旨であり、処分庁の公開方法は不当とはいえない。

(5) 当審査会からの附帯意見

本件諮問事案に係る2件の請求は、同一人からの請求であり、同一事業に関する処分であったため、審査庁は異なる二つの請求事案を一つの諮問書により、諮問されている。

当審査会としては、同一人物からの請求があったとしても、異なる審査請求事案については、併合等の手続きによる場合を除き、個々の事案ごとに諮問することを付言しておく。

4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

(別表)

・当審査会として公開すべきと判断した箇所

ページ	該当箇所
2	図表1中の凡例下に記載された事業者名のうち、2社目に記載されている事業者名
5	18行目23文字目から19行目4文字目まで
46	25行目
47	7行目7文字目
72	24行目15文字目から20文字目まで
72	31行目1文字目から8文字目まで
72	34行目32文字目から35行目4文字目まで
75	図表1建物名
92	図表1
93	2行目24文字目から26文字目
93	3行目14文字目から16文字目
93	8行目1文字目から2文字目
93	図表4中7行目2列目及び3列目
94	図表2-1
101	図表2中2列目5行目2文字目から9文字目
113	19行目14文字目から19文字目
113	24行目6文字目から11文字目
114	21行目14文字目から16文字目
116	11行目から12行目まで
116	23行目から24行目20文字目まで
118	23行目35文字目から40文字目
118	26行目2文字目から7文字目まで
119	図表1中1列目4行目の文中1行目1文字目から5文字目まで
119	図表1中2列目4行目の文中4行目2文字目から14文字目まで
120	図表1中の地元商店街の下に記載されている企業名

120	図表1中の観光ボランティアの右側に記載されている企業名
120	図表1中の観光プラン企画連携の下側に記載されている企業名
120	図表2中1列目4行目の文中1文字目から5文字目まで
120	図表2中1列目6行目
120	図表2中1列目9行目
120	図表2中2列目4行目の文中2行目4文字目から8文字目まで
122	33行目32文字目から40文字目まで
122	図表9中の1行目
123	43行目2文字目から11文字目まで

※文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 7月11日	審査庁より諮問書を受理
②	平成30年 9月14日	論点整理及び調査審議
③	平成30年10月31日	調査審議
④	平成31年 2月 7日	調査審議

平成31年 3月12日

橿原市行政不服審査会

会 長 北岡 秀晃
 委 員 小林 直樹
 委 員 奥野 恒久
 委 員 山田 磯子
 委 員 中西 眞介